

高齢者被害特別相談「高齢者トラブル188番」を実施します（関東甲信越ブロック高齢者悪質商法被害防止共同キャンペーン）

長野県消費生活センターでは、高齢者をターゲットにした悪質商法や「電話でお金詐欺」被害の未然防止、早期発見を目的とした「関東甲信越ブロック高齢者悪質商法被害防止共同キャンペーン」の一環として、高齢者被害特別相談を実施します。

高齢者被害特別相談「高齢者トラブル188番」

県消費生活センターにおいて、悪質商法等による高齢者被害の未然防止や早期発見を目的に、高齢者被害特別相談を実施します。

電話又は来所によりお気軽にご相談ください。

- ・日時 令和7年9月18日（木）、19日（金） 受付時間8：30～17：00
- ・相談会場

長野県消費生活センター	☎ 0263-40-3660	松本市大字島立 1020 県松本合同庁舎 4階
-------------	----------------	----------------------------

※高齢者被害の相談は、特別相談日だけでなく、他の平日も受け付けています。

来所による相談の場合は、待ち時間の発生を避けるため、事前にご連絡をいただけますと幸いです。

局番なし 188 番（消費者ホットライン）は、お近くの消費生活相談窓口につながります。

- ・各合同庁舎からのオンライン相談／上田、長野、飯田への出張相談も受付しております。（要事前予約：☎0263-40-3660）

※相談会場設置の都合と、クーリングオフのように期限内に対応を行う必要がある案件に対応するため、**まずは事前に電話でお話しをお聞きしておりますので、御理解、御協力をお願いします。**

※共同キャンペーンの一環として以下の啓発等も実施します

◎ 共通リーフレット・ポスターによる啓発

高齢者関連施設・市町村等にリーフレット・ポスターを配布し、見守りの大切さや相談窓口の周知を図ります。

◎ ウェブサイトを利用した情報提供

長野県「消費生活情報」ウェブサイトに関連情報の提供を行います。

<https://www.nagano-shohi.net/>



※本プレスリリースは、長野県消費生活情報HP（<https://www.nagano-shohi.net/>）に掲載しております。

注意！「架空料金請求詐欺」が増加しています！

▶「電子マネーで支払って！」

「電子マネーの番号を教えて」は、詐欺を疑う！

▶身に覚えのない料金請求は、詐欺を疑いよく確認！

▶パソコン・携帯電話に警告画面が出て、

表示された電話番号に連絡しない！

▶お金の話が出たらまず相談！（消費者ホットライン 局番なし188）



（問合せ先）

担当 長野県消費生活センター 吉澤

電話 0263-87-7270

FAX 0263-40-8701

E-mail c-shohi@pref.nagano.lg.jp